

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター中期計画（案）

前文

岡山市立市民病院（以下「市民病院」という。）、岡山市立せのお病院（以下「せのお病院」という。）を運営する地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」という。）は、岡山市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、弾力性を最大限に発揮し、市民へのより良い医療の提供と、より効果的・効率的な病院運営をめざし、以下の基本理念の下、次のとおり中期計画を定める。

〈基本理念〉

- 心 心の通う医療の提供
- 技 質の高い安全な医療の提供
- 体 健全で自立した経営と働きやすい職場

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院として特に担うべき医療

(1) 市民病院

救急医療など市民に必要とされる医療、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病など高度で専門性の高い医療を安定的に提供するとともに、地域の医療機関等と役割分担や連携を促進し、市民の生命と健康を守る。

ア 新市民病院は、岡山ERとして24時間365日救急対応する体制を確立し、軽症の自力受診（walk in）患者から重症の救急搬送患者、さらには他の医療機関で受入困難とされた患者まで、すべての症状の救急患者の受入を目指す。受け入れた救急患者は救急初期診療の後、院内の専門治療部門に引き継ぐとともに、患者の症状に応じてコーディネート（転送・転院・紹介）機能を発揮することで、3次救急医療機関の岡山大学病院をはじめとする地域の医療機関との密な連携を促進する。そのために、救急専門医、トリアージナースなど救急医療を担う必要な人材を確保し、さらには岡山大学との連携のもとでこれらの人材を育成し、地域へ輩出する役割を果たす。

なお、新市民病院開院までは、現市民病院で提供し得る救急医療を維持しつつ、岡山ERに向けた準備を着実に進める。

イ 感染症医療について、第二種感染症指定医療機関として、感染症患者を常時受け入れられる体制を維持するとともに、二類感染症、新型インフルエンザ等の感染症発生においては、地域で先導的かつ中核的な役割を担う。

ウ 災害医療について、災害医療研修、災害医療救護訓練を積極的に実施し、災害発生時に迅速な派遣・受入対応ができる体制を整備するとともに、災害発生

時の医療活動に備えた医薬品、水、食料などの備蓄や諸設備の維持管理を行う。
また、新市民病院において災害拠点病院の指定を受ける予定であり、それに向けて、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の体制を整備する。

エ 小児・周産期医療については、一般の小児医療及び正常分娩を担う役割を果たすため必要な医療従事者を確保するとともに、小児の重症疾患やハイリスク出産等は高度・専門医療機関に搬送するなど地域医療機関と連携し、安心して子どもを産み育てられる医療を提供する。さらに、周産期においては助産師外来や産後ケアの充実を図り、分娩時以外の妊婦（母体）の健康を管理する役割を担う。

オ 市民のためのセーフティネット機能を果たすため、診療体制を充実させ、市民に必要とされる医療、市内の医療提供体制の中で十分な対応が難しい医療の提供に努める。

カ 高度専門医療

[がん]

がん診療連携推進病院として、診断から緩和ケアまで包括的ながん診療を行う。手術療法、化学療法を中心とした集学的治療を提供し、さらに高度専門的な治療が必要な患者に対しては、地域の高度医療機関と連携して診療を行う。

[脳卒中]

新市民病院においてIVRセンター、SCUを整備し、より高度専門的な医療を提供する。また、より多くの重症患者を積極的に受け入れ、早期の急性期リハビリテーションを実施し、治療後は地域の医療機関と連携して、患者が早期に自立できるよう支援する。

[急性心筋梗塞]

常時、救急患者の一次診療を確実に実施できる体制を確立する。外科的治療や高度専門医療が必要な患者に対しては、地域の高度医療機関と連携して診療を行い、それ以外の患者には診療と早期の急性期リハビリテーションを実施し、治療後は地域の回復期リハビリ施設と連携して、患者が早期に自立できるよう支援する。

[糖尿病]

診断等の初期診療から合併症を伴う急性増悪時における治療まで対応できる専門診療体制を整備する。安定治療期間においては、地域の医療機関と連携して、患者の健康を管理する。

(2) せのお病院

市内の高度専門医療を担う病院や周辺地域の保健医療福祉関係機関と密接に連携するとともに、周辺地域の中核病院として医療を提供することにより、市民の生命と健康を守る。

ア 周辺地域の初期救急患者を可能な限り受け入れる体制を維持するとともに、市民病院を含む地域の高度医療機関と密接に連携し、地域医療に貢献する。

イ 周辺地域を中心とした市民に必要とされる医療を引き続き提供するとともに、必要な人員の体制を維持する。

- ウ 市民病院をはじめとする地域の高度医療機関で一次治療を受けた患者を受け入れる後方支援の役割を果たす。
- エ 周辺地域の市民の健康を守るために、公民館との連携による健康支援に係る講座の開催、西ふれあいセンターとの連携による在宅サービスに係る支援など、周辺地域の保健医療福祉関係機関との連携を強化する。
- オ 災害に備え、応急医療資機材や応急用医薬品を備蓄する。災害発生時には市民病院をはじめとする地域の医療機関と連携し、医療救護活動を行うとともに、地域の拠点としての避難場所を提供する。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
救急患者数	16,443人	24,000人	1,513人	1,550人
救急応需率 (救急車搬送受入れ率)	78.9%	80.0%	35.0%	40.0%
手術件数(内視鏡含む)	2,928件	3,400件	160件	160件

【関連指標：平成24年度実績】

項目		市民病院	せのお病院
救急車搬送受入れ件数		3,880 件	229 件
救急からの入院患者の割合		15.7 %	—
入院患者数	がん	1,255 人	20 人
	脳卒中	437 人	6 人
	急性心筋梗塞	16 人	—
	糖尿病	115 人	12 人

2 医療の質の向上

(1) 安全・安心な医療の提供

ア 医療安全管理委員会を定期的を開催し、患者が安心して医療を受けることのできる環境を整備するとともに、全職員の医療安全に関わる知識の向上に努め、ヒヤリハット事例であるインシデントや医療事故（アクシデント）について収集・分析し、研修などを通じて共有することにより、医療事故の予防及び再発防止に取り組む。

また、重大な医療事故が発生した場合には、医療事故対策委員会を開催し、徹底して事故発生の原因分析を行い、再発防止に向けた組織的な対応を図る。

イ 患者に対して、薬剤師による薬剤管理指導や管理栄養士による栄養食事指導・相談を充実する。

ウ 院内感染対策委員会を定期的開催するとともに、全職員の院内感染に関わる知識の向上に努め、研修への積極的な参加や院内感染防止マニュアルの適宜見直しを通じて、院内感染の発生防止に取り組む。

エ 個人情報保護マニュアルを整備し、コンプライアンスに関する研修を定期的開催して、職員の行動規範と倫理を徹底する。また、カルテなどの個人情報の保護及び情報公開に関しては、市の条例に基づき適切に対応する。

(2) 診療体制の強化・充実

新市民病院において、総合的な診療を行うべく、体制と業務の両面において強化を図る。

体制面では、医療従事者を増強するとともに、「総合診療内科」を新たに設置し、包括した医療の提供できる体制を構築する。また、日々の診療で行っているカンファレンスとは別に多職種横断的な症例研修会を積極的に実施し、医療の質の向上を図る。

業務面では、岡山ERと各診療科との連携による診療を行うとともに、NSTをはじめ多職種で構成されるチーム医療を積極的に行う。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度実績	平成29年度目標	平成24年度実績	平成29年度目標
院内における多職種での症例研修会実施回数	37回	43回	6回	6回

(3) 医療の標準化の推進

ア 総合情報システムを整備し、市民病院とせのお病院のカルテ（患者情報）を一元管理することで、両病院での重複管理や重複投資を防止し、経営の効率化はもとより、カルテ共有による医療の質や患者サービスの向上を促進する。

イ 科学的な根拠に基づく医療（EBM）を提供するため、クリニカルパス委員会を定期的開催し、主要な傷病へクリニカルパスを適用することにより、大多数の患者に適用される医療の標準化を促進する。また、適用しているクリニカルパスについてバリエーション（予想されたプロセスと異なる経過や結果）分析を行い、医療の質の改善や向上に取り組む。

さらに、こうした取組みの成果を医療の質の指標（QI：クオリティインディケータ）という形で開示していく。

【目標値】

項目	平成24年度実績	平成29年度目標
クリニカルパス種類数	63	89

(4) 調査・研究の実施

他の医療機関との共同研究を含め、新しい治療法の開発等に貢献する臨床試験や治療を積極的に推進し、その成果をもとに学会発表や研究論文として発表する。

3 市民・患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

- ア 全ての患者の権利と人格を尊重し、患者の視点に立った質の高い医療を提供するため、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供するインフォームドコンセントを徹底するとともに、セカンドオピニオンの相談に適切に対応する。また、患者との信頼関係構築のため、患者側と医療機関側の対話の橋渡しをする院内医療メディエーターの導入の準備を進めるなど、医療相談窓口機能を強化する。
- イ 患者満足度調査の実施や投書箱の設置などにより患者ニーズを速やかに把握し、改善に向けて取り組むことで医療の質の向上を図る。また、こうした患者満足度の分析結果や向上に向けた対策について公表することにより、透明性を確保し、患者との信頼関係を築く。
- ウ 医療を提供した結果、患者やその家族との紛争が生じた場合には、医療ADRなどの裁判外紛争解決システムを利用し、円滑かつ円満な解決に努める。

【目標値】

項目	平成29年度目標
患者満足度調査結果(満足+やや満足)	80 %

※〔参考〕平成24年度患者アンケート実績(調査内容が異なる。)
外来 74.1 点、入院 78.9 点

(2) 職員の接遇向上

患者満足度調査における接遇項目の評価から問題点・課題を抽出し、職員の接遇向上のための研修会を計画的に開催することにより患者に対する接遇向上に努める。

(3) 市民や患者にわかりやすい情報発信

患者やその家族、市民に向けて、病院の役割・機能、診療実績、専門医の紹介等の診療情報、財務諸表等の経営情報、疾病予防や健康に関する情報等についてホームページや広報誌等を活用してわかりやすく発信する。

4 地域医療ネットワークの推進

(1) 地域医療連携の推進

急性期から回復期、慢性期、在宅まで切れ目のない医療を市民へ提供するため、岡山大学をはじめとした地域の各医療機関との適切な役割分担のもと、病院間、病院と診療所間の連携を促進するとともに、保健医療福祉関係機関との連携及び協力体制の充実を図る。

市民病院は、脳卒中、大腿骨頸部骨折など地域連携クリティカルパスの適用を推

進するとともに、医療ネットワーク岡山（晴れやかネット）への参加によるカルテ情報の共有などにより、地域医療機関との連携をより一層推進する。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
紹介率	42.7 %	43.0 %	22.1 %	28.0 %
逆紹介率	62.4 %	63.0 %	-	34.0 %
地域連携クリティカルパス 適用件数	193 件	200 件		

※市民病院は、地域医療支援病院の要件を満たすものとする。

(2) 地域医療への支援

ア オープンカンファレンスを定期的を開催することにより、地域の医療機関を支援し、在宅医療の推進に向けた顔の見える関係の構築を推進する。また、市民病院は、地域医療支援病院として地域の医療機関に対する開放病床や検査機器等の共同利用を促進する。

イ 医師不足の深刻な地域の医療機関に対して医師を派遣するなど人的支援に努める。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
地域医療機関等の参加する講演会開催数	14 回	29 回	3 回	4 回

5 教育及び人材育成

(1) 教育・人材育成の強化

岡山大学と共同し、市民病院を臨床研究の場として活用する寄付講座による救急専門医の育成、連携大学院での総合診療医の育成など地域医療を担う人材の安定的・継続的確保に貢献する。

また、教育研修センターを新たに設置し、専任担当者による院内外の教育・人材育成に関わる業務について一元管理のもと、臨床研修プログラムの改善及び充実を図るなど教育研修体制を整備する。

さらに、研修医や医学生に対して日常の診療カンファレンスとは別に研修会を実施するとともに、看護師や救命救急士等の実習生を積極的に受け入れる。

【目標値】

項目	平成24年度実績	平成29年度目標
大学の研修医・医学生への研修受入要請に対する応需率	100%	100%
研修医・医学生への研修会実施回数	—	12回

【関連指標】

項目	平成24年度実績
研修医・医学生の満足度調査	—

6 保健・医療・福祉連携への貢献

(1) 保健医療福祉行政への協力

新市民病院内に市が設置する保健・医療・福祉連携に係る総合相談窓口と密接に連携し、退院患者の在宅復帰に向けた支援や医療に係る専門的な相談に対して支援する。また、市が主催する保健医療福祉関係団体等との連携会議へ参加するなど市の保健医療福祉部門との連携を推進する。

(2) 疾病予防の取り組み

市民の健康を守るため、市民に対して健康支援講座を定期的を開催するとともに、健康支援に係る相談に応じるなど引き続き市民の疾病予防に向けて取り組む。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

独立した経営体にふさわしい法人組織を構築するとともに、理事長のリーダーシップのもと、院内委員会等の体制を整備し、情報と権限を一元管理することにより、迅速な意思決定と効率的な運営を行う。また、迅速な情報の伝達・共有を可能にするシステムを確立し、組織として経営企画機能を強化して、経営基盤を構築する。

(2) 多様な人材の確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、多様で優秀な人材の確保に努める。

そのために、法人移行前の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれない職員の採用を進め、法人が担うべき医療を提供するために必要な人員を安定的かつ継続的に確保する。

医療従事者については、大学等関係教育機関との連携や採用のための広報活動をこれまで以上に強化するとともに、臨床研修医及び後期研修医の育成に取り組む。

事務職員については、病院経営に関する知識・経験を有する人材を計画的に採用し、病院経営をより専門的かつ実践的に行える体制を整備する。

また、育児支援や職場復帰に関わる制度など職員が働きやすく復帰しやすい環境を整えとともに、退職者の活用など多様な人材を活用できる体制を整備する。

(3) 外部評価等の活用

公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を継続受審し、評価結果に基づき、業務運営の改善に向けて取り組む。また、監事による監査や内部監査の実施により内部統制を強化する。

2 職員のやりがいと満足度の向上

(1) 研修制度の充実及び資格取得への支援

教育研修センター管理のもと、専門性の向上に向けた研修制度の充実に加えて、職員の資格取得を奨励する制度を充実する。また、臨床研修指導医、専門医、認定医、認定看護師及び認定薬剤師などの資格取得を促進し、質の高い医療の提供体制を構築する。

【目標値】

項目	平成24年度実績	平成29年度目標
臨床研修指導医数	24 人	40 人

【関連指標】

項目	平成24年度実績
臨床研修指導医割合	41.4 %
専門医数	79 人
認定医数	56 人
認定看護師数	7 分野 8 人
認定薬剤師数	5 人

(2) 適正な人事評価制度

職員の努力と成果が直接報われるような、昇任・昇格制度にとらわれない柔軟な人事評価制度やインセンティブ等の表彰制度を導入し、職員の仕事に対するモチベーション向上を図る。

(3) 職場環境の整備

医療スタッフが診療業務に専念できる職場環境を整備する。具体的には、新市民病院に院内保育を整備して、職員が安心して子育てし、働き続けることができる環境を整える。また、ワークライフバランスを取りやすい多様な勤務形態を導入する。さらに、職員満足度調査により課題を明確にして、職員満足度の向上に向けた環境改善活動を定期的実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 持続可能な経営基盤の確立

運営費負担金は、公的に必要とされる医療を安定的に提供することによる不採算経費等として、救急医療、感染症医療、小児医療など毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。なお、建設改良費及び長期借入金の元利償還金に充当する運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

中期計画を踏まえて策定する年度計画では、各診療科・部門の行動計画にまで落とし込み、数値目標だけでなく、具体的な活動、職員の能力開発等プロセスや体制も重視しながら実行管理を行う。実行管理には、計画を策定し（Plan）、計画に沿って実践し（Do）、進捗を評価し（Check）、必要な改善を練る（Action）というPDCAサイクルを用い、常に改善を志向する経営体質を確立する。

2 収入の確保及び費用の節減

各部門が収益目標を持ち、目標達成のための取組みの進捗状況を管理・評価する目標管理制度の導入、DPCによる診療情報の分析等経営管理手法の積極的な活用により、常に適正な収益を確保できる体制を構築する。また、病棟ごとの病床稼働率や平均在院日数の適正水準の維持を前提に、適正なコストでの運営に向け、節減・合理化を図るよう努める。

【目標値】

項目	市民病院		せのお病院	
	平成24年度 実績	平成29年度 目標	平成24年度 実績	平成29年度 目標
病床稼働率	76.6 %	85.0 %	72.2 %	83.1 %
平均在院日数	15.5 日	14.0 日	17.9 日	19.7 日
経常収支比率	103.4 %	99.9 %	94.5 %	108.3 %
医業収支比率	95.3 %	91.5 %	82.1 %	88.2 %
給与費比率	58.9 %	54.0 %	75.0 %	70.6 %

※市民病院の経常収支比率及び医業収支比率は、新病院開院に伴い建物や器械などの減価償却費が増加することにより下落している。

第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1 新市民病院の整備

平成27年度の開院を目指して、確実に整備事業を推進する。また、本中期計画に記載されている内容の実現のために、医療スタッフの採用や業務運営体制の見直しなどについて、新市民病院の開院後に着実に実施できるよう、計画的に準備する。

2 医療福祉戦略への貢献

新市民病院の隣接地に市が導入を検討している総合福祉の拠点が担う健康・医療・

福祉系機能や施設と協力しあうとともに、市が推進する医療福祉を核としたまちづくり（医療福祉戦略）へ貢献できるように努める。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度から平成29年度まで）（単位：百万円）

区分	金額
収入	58,529
営業収益	43,300
医業収益	39,503
運営費負担金収益	3,797
その他営業収益	0
営業外収益	1,953
運営費負担金収益	1,611
その他営業外収益	342
臨時利益	0
資本収入	13,276
長期借入金	13,276
運営費負担金収入	0
その他資本収入	0
その他収入	0
支出	60,437
営業費用	41,693
医業費用	41,325
給与費	23,437
材料費	9,826
経費	7,974
研究研修費	88
一般管理費	368
営業外費用	1,418
臨時損失	0
資本支出	17,326
建設改良費	13,720
地方債償還金	3,606
その他資本支出	0
その他支出	0

（注） 期間中の診療報酬の改定、給与の改定及び物価の変動等は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額 23,805 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当する。

2 収支計画（平成26年度から平成29年度まで）（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	44,985
営業収益	43,059
医業収益	39,386
運営費負担金収益	1,613
資産見返運営費負担金戻入	1,470
資産見返受贈額戻入	590
その他営業収益	0
営業外収益	1,926
運営費負担金収益	1,611
その他営業外収益	315
臨時利益	0
支出の部	47,079
営業費用	45,621
医業費用	45,253
給与費	23,125
材料費	9,099
経費	8,939
減価償却費	4,010
研究研修費	80
一般管理費	368
営業外費用	1,418
臨時損失	40
純利益	△2,094
目的積立金取崩額	0
総利益	△2,094

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与の改定及び物価の変動等は考慮していない。

3 資金計画（平成26年度から平成29年度まで）（単位：百万円）

区分		金額	
資金収入		64,824	
	業務活動による収入	45,253	
	診療業務による収入	39,503	
	運営費負担金による収入	5,408	
	その他業務活動による収入	342	
	投資活動による収入	0	
	運営費負担金による収入	0	
	その他投資活動による収入	0	
	財務活動による収入	13,276	
	長期借入による収入	13,276	
	その他財務活動による収入	0	
	岡山市からの繰越金	6,295	
	資金支出		64,824
		業務活動による支出	43,111
給与費支出		23,805	
材料費支出		9,826	
その他業務活動による支出		9,480	
投資活動による支出		13,720	
有形固定資産の取得による支出		13,720	
その他投資活動による支出		0	
財務活動による支出		3,606	
長期借入の返済による支出		1,861	
移行前地方債償還債務の償還による支出		1,745	
その他財務活動による支出		0	
次期中期目標の期間への繰越金		4,387	

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 4,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

建設工事、医療機器等購入等による一時的な資金不足への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備や修繕、医療機器の購入、教育や人材育成の充実等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額と、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）との合計額
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）により措置された妊娠婦の入院助産に係る費用は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）第2条の規定による厚生労働大臣が定める交付基準により算定した額
- (3) (1)、(2)に定めるもののほか、別表に掲げる額
- (4) 上記以外のものについては、別に理事長が定める額

〔別表〕（新市民病院開院時まで）

種別		単位	金額	備考	
通算180日超長期入院患者自費負担額		1日につき	入院基本料の算定額に100分の15を乗じた額とし、消費税は別途加算	(1)対象者は、通算180日以上入院し、長期入院による保険外併用療養費の該当となる患者とする。 (2)入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。	
初診(厚生労働大臣の定める選定療養に規定する初診をいう。)に係る保険外併用療養費		1回につき	1,080円	岡山市立市民病院に限る。	
室料	岡山市立市民病院	特別室	1日につき	7,560円	(1)入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。(2)消費税が非課税のものについては、この金額に108分の100を乗じた額とする。
		1人室	1日につき	3,024円	
		2人室	1人1日につき	1,512円	
	岡山市立せのお病院	特別室	1日につき	6,480円	
		1人室	1日につき	3,024円	
		2人室	1人1日につき	1,512円	
セカンドオピニオン外来に係る相談料		1回につき30分まで	7,560円	岡山市立市民病院に限る。	
		1回につき30分を超え1時間まで	10,800円		

文書料	診断書	出生証明書 死産証明書 死亡診断書 身体検査書 健康診断書 一般診断書 死体(胎)検案書	1通につき	1,620 円	(1)同一文書を同時に 2 通以上交付するときは, 1 通を増すごとに 1,080 円を加算する。 (2)自賠責保険明細書については, 1か月をもって1通とする。 (3)消費税が非課税のものについては, この金額に 108 分の 100 を乗じた額とする。
	特殊診断書	年金関係診断書 身体障害者用診断書	1通につき	3,240 円	
		生命保険死亡(障害)診断書 自賠責保険診断書	1通につき	4,320 円	
		裁判所用診断書 変死体(胎)検案書	1通につき	6,480 円	
	証明書	通院(入院)証明書 医療費領収証明書 妊娠証明書 自賠責保険明細書 その他簡単な証明書	1通につき	1,080 円	
駐車場使用料	岡山市立市民病院外来者用駐車場	25 分まで	無料	自動車 1 台当たりの使用料とする。 (1)当日受診のために来院した者については, 理事長が別に定めるところによりこれを減免することができる。 (2)無料の 25 分が経過した後の駐車時間に 30 分未満の端数があるときは, その端数時間は 30 分とみなす。	
		その後 30 分ごとに	100 円		

2 料金の減免等

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減額し、若しくは免除し、又は料金の徴収を猶予することができる。

第 1 1 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	1,072	岡山市長期借入金等
新病院整備事業	12,204	岡山市長期借入金等

2 人事に関する計画

- (1) 医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。
- (2) 職員の意欲を引き出す人事制度を構築するとともに、教育・研修体制の充実等により、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

(3) 新病院の円滑な開院にむけ職員の計画的な採用及び育成に取り組む。

3 中期目標の期間を超える債務負担 (単位：百万円)

区分	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1,745	4,000	5,745
長期借入金	1,861	11,415	13,276

4 積立金の処分に関する計画

なし